

ひろの秋祭り 2026

屋外エリア一般出店者募集要項

1 事業概要

「ひろの秋祭り」は、実りへの感謝と地産地消の推進により町内農業の振興を図る「収穫祭」、日頃の学習・芸術活動の成果発表を通じて町民の主体的な参画を促す「文化展・生涯学習発表会」、そして健康意識の向上と支え合いの地域福祉を促進する「健康まつり」の3事業が融合した総合催事です。

このうち「収穫祭」では、農産物直売や地元産品を使った飲食物の提供、加工品等の物販、地元商工業者等による出店を通じて会場に賑わいを創出するとともに、出店者の皆様の日頃の活動を広く町内外にPRする機会とすることを目的としています。

町内で農業・商工業を営む皆様、関係団体の皆様の御出店をお待ちしております。

2 名称

ひろの秋祭り

3 日時

令和8年10月31日（土）10時00分～15時00分（オープニング10時00分）

※ 荒天その他やむを得ない事情により、内容を変更し、又は中止する場合があります。

4 会場

広野町中央体育館 屋外エリア（広野町中央台一丁目）

※ 駐車場は、総合グラウンド東側駐車場をご利用ください。

5 主催・企画運営等

広野町

6 募集内容及び募集数

(1) 募集内容

- ア 農産物の直売（広野町産をはじめとする地元産の野菜・果物・米等）
- イ 地元産品等を使用した飲食物の提供（軽食・スイーツ・飲料等）
- ウ 地元商工業者等による出店（加工品・工芸品等の物販）
- エ 団体等による PR 活動（自治会・NPO・企業等による広報・啓発活動、パンフレット配布等。飲食物の提供及び物品の販売を伴わないもの）

(2) 募集数

合計 7 ブース程度（飲食・物販・PR 活動合わせて）

※ 地産地消をテーマに、地域性をアピールするなど地元産品の魅力（美味しさ・魅力・安全性）発信への御協力をお願いします。

※ 出店は 1 団体につき 1 ブースまでとします。

※ キッチンカーでの出店も可能です。ただし、会場のスペースに限りがありますので、あらかじめ御了承ください。

※ 別紙「出店申込書」及び「出店者及び提供食品」の御提出をもって、出店手続きは完了となります。申込多数の場合、御希望に添えない旨御連絡させていただくことがあります。

※ ブースに限りがあるため、申込多数の際は御希望に添えない場合や、他の出店者との合同ブースをお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

7 出店資格

町内で農業・商工業等を営む個人・団体・企業、本事業の趣旨に賛同する公的機関、及び自らの PR 活動を目的として出店を希望する各種団体・企業等。

8 ブース仕様

(1) サイズ

ア テントの規格は、間口 3,600mm×奥行 2,400mm を基本とします。

イ 1 ブースあたり、長机 2 本、パイプ椅子 5 脚を基本設置します。

※ キッチンカーでの出店の場合、長机・パイプ椅子の設置はありません。

※ 会場の状況により、テントの規格等が変更となる場合があります。

(2) 各種設備について

ア 電源等の電気設備、給水設備の準備はありません。

イ 加熱調理等で電気・水を使用する場合は、各出店者において発電機や給水タンク等を御準備ください（詳細は別紙「出店者及び提供食品」を御確認ください）。

(3) 設営・撤去

ア テント、ブース名看板、長机、椅子等は、開催前日から当日朝までに主催者側（受託業者）が設置します。

イ のぼり旗、ディスプレイ、商品案内、値札、つり銭等は出店者において御準備願います。

9 出店者負担について

(1) 出店料は無料です。

(2) 出店に係る人件費及び会場までの旅費（交通費・日当）等は、各出店者の御負担となります。

10 スケジュール（予定）

項目	日程
出店申込締切	令和8年9月25日（金）17時00分必着
出店説明	令和8年10月中旬を予定（マニュアル等送付）
搬入	令和8年10月31日（土）8時30分～9時30分
出店	令和8年10月31日（土）10時00分～15時00分
搬出	令和8年10月31日（土）15時15分～16時15分

※ 搬入・搬出は、上記の所定時間内に行ってください。開催時間中（10:00～15:00）の搬入・搬出はできません。

※ 搬入出時間は、設営・撤去作業の状況により変更になる場合があります。

※ 食材の前日搬入はできません。

※ 当日は9時30分から消防点検を実施します。火気を使用する出店者は、消火器を御持参ください。

※ 販売開始は10時00分からとします。時間前の販売は禁止します。

11 飲食物の販売、試飲、試食について

※ PR活動のみで出店し、飲食物の提供を行わない出店者は、本項の規定の適用はありません。

(1) 営業許可について

ア 出店に係る営業届及び露店等の開設届出は、町が一括して行います。出店者様による個別の申請は不要です。

イ 提供できる食品・提供できない食品の詳細は、別紙「祭礼・イベント等で飲食物を提供する皆様へ」を必ず御確認ください。

※ 福島県ホームページ（祭礼・イベント等における食品の取扱いについて）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045e/festival-event.html>

(2) 食材の下処理について

ア 会場及び出店テント内では、野菜・肉等のカット等、食材の下処理はできません。

イ 下処理は、営業許可施設や衛生的な調理室など、指定の条件を満たす施設で行ってください。確保できない場合は、あらかじめ下処理済みの材料を使用してください。

※ 全国においてノロウイルスによる食中毒が増加しています。作業前の手洗い、調理従事者の健康管理、調理器具の消毒等、衛生管理の徹底をお願いします。

(3) 汁物・煮物の提供について

ア 汁物（豚汁・カレー等）・煮物は、事前に施設で完成させたくて 65 度以上を保ったまま会場に搬入し、提供直前に再加熱してください。

(4) 酒類の販売について

ア 本イベントでは、酒類の提供・販売は行いません。

(5) 火気・給排水設備・危険物の取扱いについて

ア 加熱・保温等に使用する電気器具、ガスコンロ等の火気機材及び燃料は、各出店者において御準備ください。主催者側での電源等の準備はありません。火気を使用する出店者は、消火器を各自御持参ください。

イ 給水設備の準備もありませんので、飲食物提供時に必要な給水設備（蛇口付き容器等）、洗剤・消毒液は各出店者で御準備願います。

ウ 危険物の持込みは固く禁止します。

(6) 保健所連絡先

相双保健福祉事務所（相双保健所）食品衛生チーム 電話 0244-26-1358

12 清掃・ごみ処理について

- (1) 終了後は、出店場所及び周辺一帯の清掃をお願いします。
- (2) 調理で出た生ごみ等は、汁が漏れない蓋付き容器を各出店者で準備し、各出店者にてお持ち帰りのうえ処分してください。
- (3) ブースへのごみの置き去りは固く禁止します。

13 開催を中止する場合

- (1) 開催日直前又は当日に、天候不順や自然災害、疫病等による甚大な被害が発生し、又は発生が予想される場合は、開催の中止を検討します。
- (2) 開催中止に伴う損害について、主催者に故意又は過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
- (3) 中止が決定した場合は、速やかに各出店者へ連絡します。

14 申請方法及び期限

(1) 申込方法

別紙「出店申込書」に必要事項を記入のうえ、FAX、メール又は郵送にて下記申込先まで御提出ください。

(2) 申込期限

令和8年9月25日（金）17時00分必着

※ お申込み後に記載内容の変更が生じた場合は、速やかに下記申込先まで御連絡ください。

15 お申込み・お問合せ先

広野町 農業振興課 横田

住 所 〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35

電 話 0240-27-4163（農業振興課直通） FAX 0240-27-2212

E - m a i l yuuya.y01@town.hirono.fukushima.jp

受付時間 8時30分～17時15分（土日祝日を除く）